明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

合併公告及び吸収分割公告

メルクパフォーマンスマテリアルズ合同会社（以下「甲」）、メルクパフォーマンスマテリアルズＩＰ合同会社（以下「乙」）、及びメルクパフォーマンスマテリアルズマニュファクチャリング合同会社（以下「丙」）は、甲を吸収合併存続会社、乙及び丙を吸収合併消滅会社として吸収合併し、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました（以下、これらの吸収合併を併せて「本件吸収合併」という。）。

また、本件吸収合併が効力を生じたことを停止条件として、甲及びメルク株式会社（以下「丁」）は吸収分割して、甲は丁のパフォーマンスマテリアルズ事業に関する権利義務を承継し、丁はそれを承継させることにいたしましたので公告します（以下、かかる吸収分割を「本件吸収分割」という。）。

本件吸収合併及び本件吸収分割の効力発生日は平成二十九年一月一日です。

本件吸収合併及び本件吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、丁の最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月五日

掲載頁　四十八頁（号外第八十号）

平成二十八年十月二十日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー

（甲）メルクパフォーマンスマテリアルズ合同会社

代表社員　メルク株式会社

職務執行者　岡本　光治

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー

（乙）メルクパフォーマンスマテリアルズＩＰ合同会社

代表社員　メルクパフォーマンスマテリアルズ合同会社

職務執行者　岡本　光治

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー

（丙）メルクパフォーマンスマテリアルズマニュファクチャリング合同会社

代表社員　メルクパフォーマンスマテリアルズ合同会社

職務執行者　岡本　光治

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー

（丁）メルク株式会社

代表取締役　ラルフ・アナセンツ

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（広野）に係る対象事業の実施引き継ぎの公告

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定により、次のとおり公告します。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長　廣瀬　直己

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

二、対象事業の名称、種類及び規模

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（広野）

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出力　五十四万キロワット

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

当社は、平成二十八年十月二十日をもって対象事業の実施を広野ＩＧＣＣパワー合同会社へ引き継ぎました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

広野ＩＧＣＣパワー合同会社

代表社員　三菱商事パワー株式会社

職務執行者　石川　剛

福島県双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼五十八番地

平成二十八年十月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長　廣瀬　直己

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（勿来）に係る対象事業の実施引き継ぎの公告

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定により、次のとおり公告します。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長　廣瀬　直己

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

二、対象事業の名称、種類及び規模

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画（勿来）

ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出力　五十四万キロワット

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

東京電力ホールディングス株式会社並びに常磐共同火力株式会社は、平成二十八年十月二十日をもって対象事業の実施を勿来ＩＧＣＣパワー合同会社へ引き継ぎました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

勿来ＩＧＣＣパワー合同会社

代表社員　三菱商事パワー株式会社

職務執行者　石川　剛

福島県いわき市岩間町川田一〇二番三

平成二十八年十月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長　廣瀬　直己

東京都千代田区神田須田町一丁目一番地

常磐共同火力株式会社

取締役社長　小泉　俊彰

取消公告

平成二十八年八月二十九日掲載の左記会社に係る定款変更につき通知公告は取消します。

平成二十八年十月二十日

名古屋市中区錦三丁目一四番一号

ササヤ株式会社

代表取締役　佐々　和則

正誤

平成二十八年六月二十七日公布環境省令第十七号（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二ページ四段終りから四行目は次のとおりの誤り。

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

ページ	段	行	誤	正
二二	一	一四～一三五二（終りから）	EN三〇二　八五八―二	EN三〇二　八五八―二

平成二十八年九月二十一日総務省告示第三百六十三号（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第七条第五項の規定に基づき公示をする件）

（原稿誤り）

平成二十八年九月三十日（号外第二百十六号）

国土交通省告示第千百二号（平成二十九年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
一七三	上	一六	・六三	・六三

平成二十八年四月十五日（号外第八十八号）環境省告示第五十四号（自然公園法第二十二条第三項第二号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三一	下	一三	「*Carpilius maculatus*（アカモンガニ）」	を削除する。

◉号外　十月二十日付第二三二号九　六ページ●同日付政府調達第一九七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）